

訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書

介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が2024年4月から引き下げられたことに怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬の引下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに2024年の訪問介護事業所の倒産は81件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。ヘルパーの給与では常勤でも全産業平均を付き額6万円以上も下回ります。また、ヘルパーの有効求人倍率は2023年度で14.1倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、上位加算は条件整備や事務の煩雑さもあり取得が困難であること、また、そもそも処遇改善加算金は職員の給与として支払うものであり、事業所の経営改善にはつながりません。また、基本報酬が下がれば処遇改善加算金も下がる仕組みであり、根本的な改善とはなりません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、以下の項目について求めます。

一、訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年10月3日

甲斐市議会議長 秋山 照雄

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣